

団体名		一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団			
事業内容	① 指標名	食育事業等（むさしの食育フェスタ、小学校給食体験講座、夏休みコミュニティ食堂）新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した規模での実施			目標値 令和元年度実績の30%
	過去の実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	（過去の実績についての説明） フェスタの開催時期は、平成30年度は11月下旬、令和元年度は11月上旬であった。体験講座は、平成27年度から開始した。コミュニティ食堂は、平成29年度に試行的に実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度は3事業とも開催中止とし、令和3年度はフェスタはオンライン開催、コミュニティ食堂は開催中止とした。
	（単位：人）	■フェスタ 約500 ■講座 46 ■コミュ食 368	■フェスタ 0 ■講座 0 ■コミュ食 0	■フェスタ オンライン開催 ■講座 12 ■コミュ食 0	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針（平成21年2月改正）の具体的な取組の該当項目				(2) 自律的経営の促進
	設定理由等	■むさしの食育フェスタについては、令和2年度から市の主催事業（健康課所管）となったが、引き続き、児童・生徒、保護者等を中心とした幅広い層に対して、食の重要性に関する理解や興味・関心を得られる機会として事業に関わっていく。また、市内業者の協力を得て実施することにより、地産地消に対する理解を得る機会ともなるため、より多くの参加者を得ることを目標とする。 ■小学校給食体験講座については、食を通じて小学校を知ってもらう機会をつくるとともに、給食で提供する昼食以外に家庭での朝食の重要性を知ってもらうことを目的とする。 ■夏休みコミュニティ食堂は、夏休み期間中に食事を介した交流の場を提供し、子どもたちの食生活（特に栄養面）の改善につなげていくことを目的とする。			
取組内容	■むさしの食育フェスタの会場については、平成29年度までは西部地区の市民会館で開催し、平成30年度は中央地区のクリーンセンターで開催し、令和元年度は東部地区の武蔵野公会堂で開催した。令和2年度から市主催事業となったが、同年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となり、令和3年度はオンライン開催となった。令和4年度は、新型コロナウイルス感染防止策を講じながら、食の重要性に関する理解や興味・関心を得られるように積極的に関わっていく。 ■小学校給食体験講座については、小学校入学前の未就学児の保護者に対して、小学校を「食」の観点から知ってもらうために、平成27年度から実施している。令和4年度の開催回数は、令和元年度と同様に2回を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、引き続き1回当たりの募集人数を縮小して実施する。 ■夏休みコミュニティ食堂については、コミュニティセンターを利用してコミュニティ協議会との共催で、令和元年度は7回実施した。新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、令和2年度及び令和3年度は開催を中止した。令和4年度は、西部コミセンにおいて2回、桜堤調理場地域食育ステーションにおいて財団単独で2回開催する予定である。				
業務内容	② 指標名	学校給食提供コストの前年度比減			目標値 令和3年度比減
	過去の実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	（過去の実績についての説明） 毎年6月に算出している数値であり、市の決算事務が確定していないため、速報値的に算出したものである。
	（単位：円／食）	518	502	546	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針（平成21年2月改正）の具体的な取組の該当項目				(1) 経営責任の明確化
	設定理由等	財団設立の目的である安全で質の高い給食の提供及び食育事業を推進していくことは当然のこととして、他自治体で給食調理業務の委託化が進む現状では、コスト意識を念頭に、より廉価で安全でおいしい給食の提供が求められているため。			
取組内容	・契約等の見直しによる物件費の削減 ・適正な職員数の把握及び維持 ・市派遣職員の配置換え等による減員に伴う財団職員への移行 ・令和4年度は、新桜堤調理場稼働が1年間稼働となることによるコスト増、光熱水費の基本料金見直し等によるコスト減等コスト比較が難しいが、令和3年度からの上がったコストと比較し、コスト減に努めていく。				
内部管理	③ 指標名	執行体制の簡素・効率化 （市派遣職員の財団固有職員への段階的な移行、財団固有職員の技能及び責務の向上）			目標値 ■固有昇任 2人
	過去の実績	令和元年度	令和2年度	令和3年度	（過去の実績についての説明） 平成25年度から主任昇任試験を実施しており、令和4年3月31日時点で、統括主任2人、技能主任13人がある。
	（単位：人）	■固有昇任 3	■固有昇任 1	■固有昇任 5	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針（平成21年2月改正）の具体的な取組の該当項目				(3) 人材育成と経営基盤強化
	設定理由等	・給食調理の技術水準を低下させることのないよう、段階的に市派遣職員を財団固有職員に移行しながら、執行体制の効率化を図るため。 ・市派遣職員に代わり、財団固有職員が現場の責任ある職に就くことで、財団固有職員全体の意識・意欲の向上につながることが期待できる。			
取組内容	・学校給食の安全及び調理等のレベルを維持することを前提に、段階的に市派遣職員を削減し、財団固有職員へ移行する。 ・市派遣職員技能長の配置により、配送業務・配膳業務を含めた学校給食業務全般（栄養士業務を除く。）の現場管理及び人材育成を推進する。 ・業務の高度化・多様化に伴い、令和3年度から新たに設けた「統括主任」の職に財団固有職員（技能主任）を昇任させ、責任体制の明確化、円滑な業務執行及び持続可能な運営体制の確立を図る。将来的には、財団固有職員（統括主任）を技能長に昇任させる。				